

## 平成24年度日本沿岸域藻場再生モニタリング事業仕様書（案）

### 1 目的

藻場は水産魚介類の産卵・生育の場として、水産資源の維持・増加に重要な役割を担っている一方、今日、沿岸域の開発等により減少している藻場の状況は平成10年度以降、全国的に調査されていないのが実情である。

本事業は、水産動植物の繁殖にとって重要な藻場の減少を食い止めるため、海域環境に応じた手法による造成・保全を推進していくにあたり、そのための基礎となる日本沿岸全域に存在する藻場の位置及び面積を算出することを目的とする。

### 2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

### 3 調査目的・内容

本調査の目的は以下のとおり。

- ① 人工衛星画像、航空写真を解析し、平成24年度内に日本沿岸全域に生息する藻場の位置を特定し面積を算出する。
- ② 上記については藻場を構成する主要海藻(草)種についても同定する。
- ③ 藻場の位置を特定し、面積を算出するための汎用性を持った簡易手法を確立する。  
調査の内容については、以下のとおり。

業務内容	
1 調査実施計画作成・協議	1式
2 検討委員会設置	3回
3 衛星画像・航空写真の取得・補正及び藻場の位置情報の照合	1式
4 藻場情報収集(補完のための現地調査実施、潜水調査)	1式
5 面積算出・藻場マップ作成	1式
6 画像処理による位置及び面積を特定・算出するための手法確立	1式
7 報告書作成	CDR3部 報告書50部

#### (1) 調査実施計画作成・協議

平成24年度における調査実施に係る計画を作成。また、調査着手前、中間(調査開始後半年を目処)、3月上旬に水産庁漁港漁場整備部計画課企画班と協議を行う。

#### (2) 検討委員会設置

調査実施に際しては、日本沿岸域に生息する海藻(草)類の分布と生態に関する専門的知見を有する学識経験者2名程度を委員とする検討委員会を設け、指導・助言を得ながら調査を行うこととし、委員会においては、水産庁職員が同席するものとする。

#### (3) 衛星画像・航空写真の取得・補正及び藻場の位置情報の照合

調査実施に必要となる10m程度の分解能を有する人工衛星画像、航空写真を取得し、藻場の位置及び面積の解析に最適な画像を抽出するとともに、PC上で藻場の位置と面積を把握可能となるよう太陽光反射、大気、水深などについて、画像に加工・補正処

理を行い、日本沿岸全域の藻場の位置等を特定する。

(4) 藻場情報収集（補完のための現地調査実施、潜水調査）

(3)により特定された藻場の位置について、補完を目的とし、さらに藻場を構成する海藻(草)種を把握するため、過去に調査された日本沿岸域の藻場分布に関する調査報告や藻場分布特定に必要となる海藻(草)類の知見・情報を取得するとともに、現場における聞き取り及び潜水調査を行い、特定された藻場の位置情報の精度を向上させる。

(5) 面積算出・藻場マップ作成

(3)、(4)で加工・補正処理を行った藻場の位置情報を用い、日本沿岸全域の藻場面積を算出するとともに、電子データとしてパソコン上に藻場分布状況データとして日本沿岸全域の藻場の位置図を作成する。

(6) 画像処理による位置及び面積を特定・算出するための手法確立(マニュアル化)

本調査で藻場の位置を特定、面積を算出した手法は、都道府県等で同様の調査を行う場合にも簡易に活用可能な汎用性を持ったものとし、以後の藻場の位置及び面積の特定・算出の際の手法として確立させる。

#### 4 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

調査報告書(含、面積の特定・算出手法マニュアル) 50部

電磁記録媒体資料(藻場分布状況データ)3部(CD-R)

(2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課企画班(農林水産省本館8階 ドアNo.本805)

#### 5 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

#### 6 その他

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。